

○秋田県看護職員修学資金貸与条例

昭和三十七年十月十六日

秋田県条例第三十八号

〔保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例〕をここに公布する。

秋田県看護職員修学資金貸与条例

(平五条例五一・改称)

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来県内において看護職員の業務（以下「業務」という。）に従事しようとするものに対して修学資金を貸与し、もつてこれらの者の修学を容易にすることにより、県内の看護職員の充実に資することを目的とする。

(平五条例五一・平一〇条例三四・平一四条例二・一部改正)

(修学資金の貸与の対象)

第一条の二 秋田県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。

一 次に掲げる養成施設に在学していること。

(一) 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この号において「法」という。）

第十九条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した保健師養成所

(二) 法第二十条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した助産師養成所

(三) 法第二十一条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した大学若しくは学校又は都道府県知事が指定した看護師養成所

(四) 法第二十二条の規定に基づき、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した准看護師養成所

二 看護師の免許を取得した者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七条に規定する国内の大学院の修士課程又はこれと同等以上と認められる国外の大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとするものであること。

三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（以下「特定施設等」という。）において業務（（六）に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。）に従事しようとする意思を有すること。ただし、（九）に掲げる施設にあつては、三年以上県内の（一）から（五）まで、（七）又は（八）に掲げ

る施設において業務に従事した経験（以下「三年以上の県内実務経験」という。）を有する者である場合に限る。

(一) 診療所

(二) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の規定に基づき許可を受けた病床数が二百床未満の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置するものを除く。）

(三) 医療法第七条の規定に基づき許可を受けた病床数のうち精神病床数が八十パーセント以上を占める病院

(四) 入院患者のうち六十五歳以上の者が六十パーセント以上を占める病棟を有する病院で規則で定めるもの

(五) 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関

(六) (二) から (五) までのいずれにも該当しない病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置するものを除く。）

(七) 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（次号及び第八条第一項第二号において「介護老人保健施設」という。）

(八) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院（次号及び第八条第一項第二号において「介護医療院」という。）

(九) 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。）を行う事業所（以下「訪問看護事業所」という。）

四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十四条第二項第一号に規定する特定町村（以下「県内施設等」という。）において業務に従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事した経験（第六条第二項第二号及び第八条第一項第二号において「三年以上の実務経験」という。）を有する者である場合に限る。

（昭六一条例四六・追加、平三条例一・平三条例三四・平四条例七六・平五条例五一・平六条例四一・平九条例一七・平一〇条例三四・平一二条例一二九・平一二条例一四七・平一四条例二・平一四条例六二・平一六条例五二・平一八条例二〇・平一九条例八〇・平二一条例四・平二二条例一・平二二条例九・平二四条例二四・平二六条例一一五・平二七条例一九・平二八条例二一・平三〇条例三四・令五条例一三・令六条例三七・一部改正）

（修学資金の貸与）

第二条 知事は、前条に規定する者の申請に基づき、契約により、その者に無利息で修学資金を貸与することができる。

2 前項の修学資金の額は、規則で定める。

(昭五一条例八・昭六一条例四六・一部改正)

(修学資金の貸与方法)

第三条 修学資金は、貸与契約に定められた月から在学している養成施設又は修士課程を卒業し、又は修了する日の属する月まで、毎月貸与するものとする。ただし、帰省その他特別の理由があるときは、あらかじめ二月分又は三月分を併せて貸与することができる。

(昭四七条例九・昭四九条例一〇・昭五〇条例二四・昭五一条例八・平一〇条例三四・一部改正)

(保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

2 保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。

(平一七条例一八・令四条例一四・一部改正)

(貸与契約の解除及び貸与の休止、保留等)

第五条 知事は、第二条の規定により契約の相手方（以下「修学生」という。）が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

一 退学したとき。

二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

三 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。

四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。

五 死亡したとき。

六 その他修学資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 知事は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸与されたものとみなす。

3 知事は、修学生が正当な理由なく第十条第一項に規定する在学証明書又は同条第二項に規定する学業成績表若しくは医師の診断書を提出しない場合には、修学資金の貸与を一時保留することができる。

4 知事は、修学生に対し、貸与を開始した月以降当該養成施設又は当該修士課程を通常卒業し、又は修了するまでに要する月数にわたつて既に貸与を行つた場合には、当該修学生に対する貸与を打ち切ることができる。

(平一〇条例三四・平一二条例一二九・平一七条例一〇七・一部改正)

(返還)

第六条 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する

月の翌月から起算して貸与を受けた期間（前条第二項の規定により修学資金を貸与されなかつた期間を除く。）に相当する期間（次条第一項又は第二項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。

二 養成施設を卒業した日（学校教育法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程にあつては、修了した日。第八条第一項第一号ただし書において同じ。）から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき。

三 看護職員の免許取得後直ちに県内の特定施設等において業務に従事しなかつたとき、又は三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき。

四 看護職員の免許取得後直ちに県内の特定施設等において業務に従事したが、第八条第一項第三号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。

2 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して十年以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

一 前条第一項の規定により修学資金の貸与契約が解除されたとき。

二 修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、又は三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき。

三 修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事したが、第八条第一項第三号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。

（昭六一条例四六・平三条例三四・平八条例一一・平一〇条例三四・平一二条例一二九・平一四条例六二・平三一条例一九・一部改正）

（返還の猶予）

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

一 第五条第一項の規定により修学資金の貸与契約が解除された後も引き続き当該養成施設又は当該修士課程に在学しているとき。

二 当該養成施設を卒業（専門職大学の前期課程にあつては、修了）後又は当該修士課程を修了後更に他種の養成施設（専門職大学の後期課程を含む。）又は博士課程において修学しているとき。

2 知事は、第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

一 県内の特定施設等において業務に従事しているとき（訪問看護事業所にあつては、三年以上の県

内実務経験を有する者が業務に従事しているときに限る。)

二 災害、疾病その他やむを得ない事由があるとき。

3 前項の規定は、第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者について準用する。この場合において、同項第一号中「県内の特定施設等」とあるのは「県内施設等」と、「三年以上の県内実務経験」とあるのは「三年以上の実務経験」と読み替えるものとする。

(昭六一条例四六・平一〇条例三四・平一二条例一二九・平一四条例六二・平三一条例一九・一部改正)

(返還の免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

一 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き五年間県内の特定施設等において業務に従事したとき。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず養成施設を卒業した日から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき、及び三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

二 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、引き続き五年間県内施設等において業務に従事したとき（訪問看護事業所にあつては、三年以上の実務経験を有する者が引き続き五年間（修士課程を修了した後に県内の診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事し、三年以上の実務経験を有することとなつた者にあつては、五年間から修士課程を修了した後の実務経験の期間を減じて得た期間）業務に従事したときに限る。）。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、及び三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

三 前二号に規定する業務従事期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。

2 前項第一号及び第二号の規定の適用については、前条第一項第二号及び同条第二項第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定により返還の猶予を受けた期間は、業務従事の継続性を中断しないものとし、また、業務従事期間には算入しないものとする。

3 知事は、第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、貸与した修学資金のうち履行期が到来していない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

一 死亡又は心身障害により貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたとき。

二 修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間（この期間が二年に満たないときは、二年とする。）以上県内の特定施設等において業務に従事したとき。

4 前項（第二号を除く。）の規定は、第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者について準用する。この場合において、同項中「次の各号のいずれかに」とあるのは「第一号に」と読み替えるものとする。

（昭五七条例四一・昭六一条例四六・平四条例六四・平四条例七六・平五条例三四・平八条例一一・平一〇条例三四・平一二条例一二九・平一四条例六二・平三〇条例三四・一部改正）

（延滞利息）

第九条 修学資金の貸与を受けた者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を払わなければならない。

（昭四五条例三二・一部改正）

（在学証明書の提出等）

第十条 修学生は、毎年、在学証明書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、必要があると認めたときは、修学生に対し、学業成績表又は医師の診断書の提出を求めることができる。

（平一〇条例三四・平一七条例一〇七・一部改正）

（委任規定）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四五年条例第三二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（年利建て移行に伴う年当たりの割合の基礎となる日数の経過措置）

2 第三条から第七条まで及び第九条から第十二条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定に定める延滞利息又は延滞金の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、^{（一）} 閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

一 秋田県市町村振興基金条例第三条第四号

二 秋田県社会福祉施設整備基金条例第四条第四号

三 秋田県日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例第九条第一項

四 秋田県工業施設整備基金条例第三条第四号

五 秋田県林業開発基金条例第三条第四号

六 秋田県道路占用料徴収条例第五条第三項

七 秋田県農業振興対策基金条例第四条第四号

八 秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例第七条第三項

- 九 秋田県林産物生産加工用機械類貸付譲渡条例第六条第三項
- 十 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第九条
- 十一 保母修学資金貸付条例第十条
- 十二 秋田県医学生修学資金貸与条例第五条

(秋田県市町村振興基金条例等の一部改正に伴う経過措置)

3 次に掲げる条例の規定に規定する延滞利息の全部又は一部でこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の期間に対応するものの額の計算については、なお従前の例による。

- 一 秋田県市町村振興基金条例第三条第四号
- 二 秋田県社会福祉施設整備基金条例第四条第四号
- 三 秋田県工業施設整備基金条例第三条第四号
- 四 秋田県林業開発基金条例第三条第四号
- 五 秋田県農業振興対策基金条例第四条第四号
- 六 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第九条
- 七 保母修学資金貸付条例第十条
- 八 秋田県医学生修学資金貸与条例第五条

附 則（昭和四七年条例第九号）

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和四九年条例第一〇号）

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年条例第二四号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五十一年条例第八号）

この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第四一号）

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和六一年条例第四六号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例の規定は、昭和六十一年四月一日以後に養成施設に入学した者に係る修学資金について適用し、同日前に養成施設に入学した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成三年条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三年条例第三四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第六条から第八条までの規定は、平成三年三月五日以後に養成施設を卒業した者に係る修学資金について適用し、同日前に養成施設を卒業した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成四年条例第六四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成四年条例第七六号）

（施行期日等）

- 1 この条例中第一条、次項及び附則第三項の規定は公布の日から、第二条の規定は医療法の一部を改正する法律（平成四年法律第八十九号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成五年四月一日）

- 2 第一条の規定による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例（以下「改正後の条例」という。）第八条の規定及び次項の規定は、平成四年十月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 改正後の条例第八条第一項第一号及び第三号の規定の適用については、適用日前に同項第一号（三）に掲げる施設（この条例による改正前の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第八条第一項第一号（三）及び（四）に掲げる施設を除く。）において業務に従事した期間は、改正後の条例第八条第一項第一号及び第三号の業務従事期間（同号の業務従事期間にあっては、小規模病院等に係るものに限る。）には、算入しない。

附 則（平成五年条例第三四号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第八条第一項第二号及び第三号の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成五年条例第五一号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則（平成六年条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年条例第一一号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、平成八年三月五日以後に養成

施設を卒業した者に係る修学資金について適用し、同日前に養成施設を卒業した者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成九年条例第一七号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一〇年条例第三四号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定中大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者に係る修学資金に関する部分は、平成十年四月一日から適用する。

（経過措置）

- 3 この条例（第五条第三項及び第十条の改正規定を除く。）による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一二九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一二年条例第一四七号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一四年条例第二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年条例第六二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年条例第五二号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例第一条の二第三号（五）の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年条例第一八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年条例第一〇七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年条例第二〇号）

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の二第三号（五）の改正規定は、同年十月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に新たに修学資金の貸与を受ける者及び同日以後に養成施設（助産師に係るものに限る。以下同じ。）を卒業する者に係る修学資金について適用し、同日前に修学資金の貸与を受けた者（同日以後に養成施設を卒業する者を除く。）に係る修学資金については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年条例第八〇号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成一九年一二月二六日）

附 則（平成二一年条例第四号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第一号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年条例第九号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年条例第二四号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年条例第一一五号）

この条例は、児童福祉法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十七号）の施行の日（平成二十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成二七年条例第一九号）

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成二八年条例第二一号）

この条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年条例第三四号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第一九号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和四年条例第一四号）

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第一三号）

この条例は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

附 則（令和六年条例第三七号）

この条例は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。